

関東地方整備局「建設会社における災害時の事業継続力認定」実施要項

(趣旨)

第1条 この実施要項は、関東地方整備局が建設会社における災害時の事業継続力の認定を実施するにあたり、その運用及びその他必要な事項について定めるものである。

(目的)

第2条 関東地方整備局は災害時において、緊急輸送道路の早期確保や河川堤防、港湾施設などの早期復旧に取り組む責任を担っており、その実施に際しては建設会社の協力が必要不可欠である。

本制度は、建設会社が備えている事業継続力を関東地方整備局が評価し、適合した建設会社に対する認定証の発行およびその建設会社を公表することにより、建設会社における事業継続計画の策定を促進し、もって関東地方整備局の災害対応業務の円滑な実施と地域防災力の向上を目的とするものである。

(用語の定義)

第3条 この実施要項において次に掲げる用語の定義は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

イ 「評価要領」とは、あらかじめ関東地方整備局が公表している「建設会社における災害時の基礎的事業継続力評価要領」（以下「評価要領」という。）をいう。

ロ 「評価」とは、評価要領に基づき行う評価のことをいう。

ハ 「認定証」とは、評価要領に適合した建設会社に対し行う、認定証の発行のことをいう。

(認定の申込み)

第4条 本制度での認定を受けようとする会社（以下、「申込会社」という。）は、評価要領に定める申込書及び添付書類（以下「申込書類」という。）を整え、関東地方整備局長あてに申込むものとする。

2 申込みは社団法人全国建設業協会を經由して行うことができるものとする。

(評価の実施)

第5条 評価は、書類の確認による評価及び面接による評価の双方を実施す

るものとする。

- 2 書類の確認による評価は、申込書類の内容について、評価要領に基づき適合の可否について評価する。
- 3 面接による評価は、申込会社との面接により実施するものとする。
- 4 書類評価により、実効性も含め「評価要領」に適合していることを確認できた場合は、面接評価を省略する場合がある。

(認定委員会の設置)

第6条 関東地方整備局は、「建設会社における災害時の事業継続力」の認定に関する事項を審議するため、事業継続力認定委員会（以下「認定委員会」という。）を設置するものとする。

- 2 認定委員会は、下部組織として評価部会を設置し、評価の実施にあたるものとする。

(認定委員会の構成)

第7条 認定委員会の構成は以下のとおりとし、委員長を置くものとする。

委員長		防災情報調整官
委員		防災対策技術分析官
委員		防災管理官
委員		防災室長
委員		災害対策マネジメント室長
委員	企画部	技術調査課長
委員	企画部	施工企画課長
委員	河川部	河川管理課長
委員	道路部	道路管理課長
委員	港湾空港部	港湾空港防災・危機管理課長

なお、委員長に事故等の不測の事態が生じた場合には、防災対策技術分析官が代理として委員長を務めるものとする。

- 2 評価部会の構成は以下のとおりとし、部会長を置くものとする。

部会長		防災対策技術分析官
部会員		防災管理官
部会員		防災室長
部会員		災害対策マネジメント室長
部会員	企画部	施工企画課長
部会員	企画部	機械施工管理官
部会員	港湾空港部	港湾空港防災・危機管理課長

部会員 関東地方整備局長が選任し委嘱した有識者

なお、部会員は必要に応じて、委員長が追加指名することができる。

- 3 事務局は関東地方整備局防災室及び港湾空港部港湾空港防災・危機管理課とする。

(認定委員会の開催)

第8条 認定委員会の開催は以下により行うものとする。

- 2 認定委員会は、委員長の招集により四半期毎に開催することを原則とする。
- 3 前項に定めるほか必要な場合においては、委員長の招集により適宜開催することができるものとする。
- 4 認定委員会は、委員（委員長含む）5名以上の出席をもって成立するものとする。

(認定の実施)

第9条 認定委員会は評価部会の報告内容を審議し、認定を行うものとする。

(評価部会の開催)

第10条 評価部会の開催は以下により行うものとする。

- 2 部会長の招集により評価部会を適宜開催し、書類評価及び面接評価を行うものとする。
- 3 面接評価は部会員の2名以上の参加により実施するものとする。

(申込の受付)

第11条 第4条に示す申込みの受付は認定委員会事務局が行う。

- 2 申込の受付にあたり、申込書類の遺漏及び申込書類の記載漏れ等を確認するものとする。
- 3 その他、申込書類の作成に関する疑義の対応を行うものとする。

(認定証の交付)

第12条 評価に適合した申込会社に対し認定証を交付するものとする。また、認定証の交付を受けた申込会社についてはインターネットで公表を行うものとする。

(認定証の有効期間)

第13条 認定証は交付の日から2年間を有効期間とする。

(不適合通知書)

第14条 評価書類に虚偽記載等が判明した申込案件について、認定委員会において評価内容を諮ったうえ、不適合通知書を申込会社に交付するものとする。

2 前項の通知書を交付された申込会社については交付の日から60日間に渡り、第4条に定める認定の申込みを禁止するものとする。

(認定の取消し)

第15条 認定委員会は、認定証を交付した建設会社等が次の事項に該当する場合は認定委員会を開催し、その内容を諮ったうえで認定を取消すものとする。

なお、認定の取消しを受けた場合は、認定証の有効期間にかかわらず、認定の効力についても失効するものとする。

イ 認定後において評価書類に虚偽の記載があったことが判明した場合

ロ 認定を受けた建設会社が合併等により組織を改編した場合。

ハ その他、認定の取消が必要な場合。

2 本条ロに記載のある場合を除き、認定の取消を受けた建設会社は、その取消の日から180日を経過しなければ、認定の申込みは出来ない。

(合併等による認定の継続)

第16条 認定を受けた建設会社が合併等により組織を改編した場合で、認定を継続させようとする会社は、申込書類を整え、関東地方整備局長あてに申込むものとする。

2 認定委員会は、継続の申込みがあった場合は、速やかに認定委員会を開催し、その内容を諮ったうえで認定の継続をおこなうものとする。

3 認定の継続が認められた会社には、継続通知書を交付するものとする。

なお、必要に応じて認定証を再交付するものとする。

(守秘義務)

第17条 認定委員、評価部会員、事務局員等は、知り得た個人情報や企業情報等について関連法令を遵守し適切に対応するものとする。

(有効期間の延長)

第18条 天災等により、申込受付及び評価部会のいずれか、または両方が

できないと委員長が判断した場合は、認定証の有効期間を延長（3ヶ月単位を原則とする）できるものとする。

- 2 天災等により、認定を継続しようとする会社の申込みに支障があると委員長が判断した場合、有効期間の延長申請があった会社の認定証の有効期間を延長（3ヶ月単位を原則とする）できるものとする。
- 3 第1項または第2項による有効期間の延長を実施した場合、委員長は次の認定委員会時に報告するものとする。

（その他）

第19条 この実施要項は令和2年4月10日から適用する。